

産前産後期間の保険料減免措置に係る Q & A

Q：「産前産後の保険料軽減措置届出書」の提出が遅れ、減免適用月を過ぎている場合には、どの様に対処してもらえるのか。

A：出産後の繁忙等により、届出書の提出が遅れることもあると思われます。
提出が遅れても出産月より1年以内であれば、対象期間分の保険料は、届出承認後の月額保険料より事業に係る減免額に達するまでは減額します。

Q：以前より「一世帯の保険料が納付限度額（42,000円）」を適用されている世帯だが、国保被保険者である妻が出産した場合の保険料減免はどのようなになるのか。

A：超過限度額適用前の金額から産前産後の軽減を行い、超過限度額の適用を行うこととなります。

●事例

出産前の月額保険料：（納付限度額適用世帯の場合）

組合員(41才：17,300円)、父(6,200円)、母(6,200円)、妻(6,200円)、子供1(6,200円)、子供2(3,700円)、合計45,800円

世帯保険料が納付限度額を越えているので、徴収月額保険料は、42,000円。

この様な世帯で出産され、保険料減免の届出書を提出された場合

・事業適用となる産前月分： $45,800円 - 6,200円 = 39,600円$

※納付限度額以下なので、算定の金額が月額保険料となります。

・事業適用となる出産月以降分：

新生児分の保険料として3,700円が発生

$45,800円 + 3,700円 - 6,200円 = 43,300円$

世帯保険料が納付限度額を越えているので、徴収月額保険料は、42,000円。

※なお、この事例の場合は、産前産後の保険料減免適用後も徴収月額保険料は、42,000円での徴収となります。